

令和7年（行ウ）第13号 湯本地区開発業務委託料返還請求事件（住民訴訟）

原告 長岡裕子

被告 いわき市長 内田広之

原告第2準備書面

令和7年12月9日

福島地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士

広 田 次 男



同

鈴 木 延 枝



同

磯 秀 一 良



同

大 木 裕 生



同

澤 田 智 幸



同

杉 原 悠 記 子



1 主張の概要

原告は、訴状においては、本件契約の締結と本件支出命令とを別個の行為ととらえ、いわゆる違法性の承継の理論を適用して本件業務委託契約の締結についても違法審査が及ぶとの主張を行った。

しかしながら、以下述べる通り、原告は、主位的請求（不当利得返還請求）について、本件においては違法性の承継の理論を用いるまでもなく、本件業務委託契約の締結についても違法審査が及ぶとの主張を追加する。

そのうえで、以下の主張を主位的主張とし、訴状記載の主張を予備的主張と位置づける。

2 本件業務委託契約と本件支出命令の一体性

上述（第2 2(2)）の通り、本件業務委託契約の一方当事者と支出命令の主体はいずれも被告であり、本件業務委託契約の内容に業務委託料の支払までも含まれていることからすれば、本件業務委託契約と本件支出命令は一体的なものである。

そして、支出命令権者である被告は、支出命令を行うに際して支出負担行為が適法であることを確認しなければならない義務を負うところ、本件業務委託契約が違法であれば、被告は同義務に違反して支出命令を行ったこととなるから、当然に本件支出命令も違法となる。

なお、訴状7頁の6（3）では、違法性の承継の理論を認めるべき場合として、「先行行為が財務会計上の行為でないため住民訴訟の対象とすることが出来ない場合や、先行行為が財務会計上の行為であっても監査請求期間の徒過などの事情により直接追及することが出来なくなっている場合」を挙げている。しかしながら、本件は契約締結行為が違法であれば、違法性の承継を論ずるまでもなく当然に支出命令も違法と評価される事案であるから、上記訴状7頁の6

(3) で記載する違法性の承継の理論を認めるべき場合にはあたらない。

本件においては、以下の裁判例が参考となる。

- 3 最高裁昭和60年9月12日判決裁判集民事145号357号・福岡地裁令和5年3月8日判決(甲21)

最高裁昭和60年9月12日判決は、川崎市長の地位にあった被上告人が、収賄罪で逮捕された市職員を懲戒免職にせずに分限免職にし、退職手当を支給したことが違法な公金の支出に当たるとして、川崎市の住民である上告人が、川崎市に代位して被上告人個人に対し損害賠償請求を行った事案である。

同判決においては、「本件条例の下においては、分限免職処分がなされれば当然に所定額の退職手当が支給されることとなっており、本件分限免職処分は本件退職手当の支給の直接の原因をなすものというべきであるから、前者が違法であれば後者も当然に違法となるものと解するのが相当である。」と判断されている。また、福岡市長が福岡市民の個人情報をも自衛隊に名簿として提供した行為につき、これによって福岡市が公金支出した費用相当額を当該市長に対して損害賠償請求をすることを求めた事案である福岡地裁令和5年3月8日判決も同様に、「当該職員の財務会計上の行為をとらえて上記損害賠償の請求をすることが出来るのは、たといこれに先行する原因行為に違法事由が存在する場合であっても、その原因行為を前提としてされた当該職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られると解するのが相当である(最高裁昭和61年(行ツ)第133号平成4年12月15日第三小法廷判稀有・民集46巻9号2753頁参照)」と判断している。

本件業務委託契約においては、契約の内容として、いわき市による業務委託料の支払債務が定められており、本件業務委託契約の締結は、本件支出命令の直接の原因をなすものである。そして、支出命令権者である被告は、支出命令を行うに際して支出負担行為が適法であることを確認しなければならない義務

を負うことになり、本件業務委託契約が違法であれば、被告は同義務に違反して支出命令を行ったこととなり、当然に本件支出命令も違法となるから、支出命令自体が財務会計法規上の義務に違反することとなる。

したがって、本件においても、本件業務委託契約の締結行為が違法であれば、支出命令も当然に違法になるものと解される。

4 福岡地裁平成3年2月21日判決（甲7）

福岡地裁平成3年2月21日判決は、町長が契約当事者として締結した随意契約について、その債務の履行として町長が公金の支出を命じた行為につき、違法性が争われた事案である。

同判決は、「被告には、古賀町の契約担当者として本件請負契約の相手方を選択・決定するについて、法二三四条二項、令一六七条の二第一項二号により、同契約担当者として有する同号該当性の判断ひいては随意契約の方法による本件請負契約の締結について、その裁量権限を濫用・逸脱した違法があったものといえ、右違法な契約の履行として被告が行った公金の支出行為も違法というほかはない。」として、契約締結行為を違法と判断し、違法な契約の履行として行った公金の支出行為についても違法と判断した。

当該裁判例においては、契約締結行為の違法が公金の支出行為の違法として評価されるかは争点とはなっておらず、違法な契約の履行としてなされた支出行為についても当然に違法と判断されている。

本件は、契約締結行為と支出行為のいずれも同一人物である被告によって行われたものであり、被告は支出命令を行うに際して本件においても同裁判例と同様に、契約の締結に違法がある場合には、違法な契約の履行として被告が行った支出命令も違法であると解すべきである。この点において、同裁判例と別異に解すべき事情は存在しない。

5 したがって、本件業務委託契約が違法と評価される場合には、当然に本件支

出命令も違法となる。